

平成24年3月29日  
宮城県水産物放射能対策連絡会議

## 放射性セシウム新基準に対応したスズキの水揚自粛について

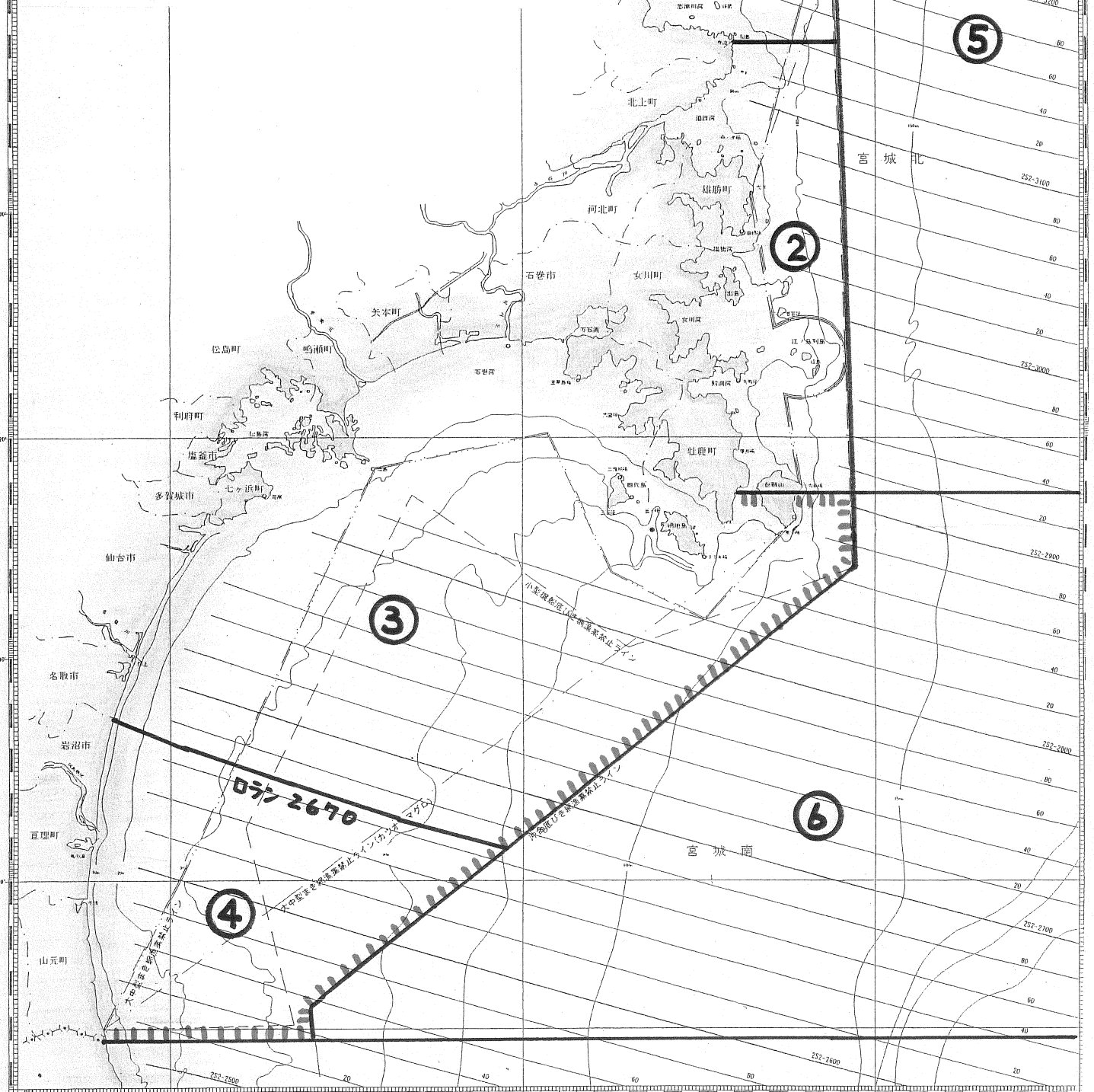
平成24年3月28日に第2回宮城県水産物放射能対策連絡会議を開催し、4月1日から基準値を超える水産物を市場に流通させないため、下記のとおり金華山以南の仙台湾海域においてスズキの水揚げを自粛することを決定しましたので、お知らせします。

### 記

- 1 対象魚種               スズキ
- 2 対象海域               仙台湾北中部海域、仙台湾南部海域  
(別添図面の③と④の海域)
- 3 水揚自粛開始日       平成24年3月30日
- 4 水揚げの自粛とその海域を決定した理由
  - ① 2月28日及び3月16日、20日に菖蒲田浜沖、亶理浜沖で採集したスズキから、100ベクレル/Kgを超える値が検出されたこと。
  - ② 本県ではスズキは、金華山以南の仙台湾に分布する魚類であり、金華山以北や沖合域の分布は極めて少ないこと。
- 5 その他の対応  
今後とも検査を強化し、金華山以南沖合海面(別添図面⑥)においてスズキが漁獲された場合には即検査を実施する。

宮城県の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ① 沿岸北部海域(貝類含む)   | 15検体/週 |
| ② 沿岸中部海域(貝類含む)   | 15検体/週 |
| ③ 仙台湾北中部海域(貝類含む) | 15検体/週 |
| ④ 仙台湾南部海域(貝類含む)  | 15検体/週 |
| ⑤ 金華山以北沖合海域      | 15検体/週 |
| ⑥ 金華山以南沖合海域      | 15検体/週 |
| ⑦ 太平洋沖合海域        | 5検体/週  |
| 計7海域             | 95検体/週 |



⑦ 太平洋沖合